

ともに歩む、その先の革新へ

IBIDEN

Moving on to our New Stage 115 Plan

第172回 定時株主総会 参考書類・事業報告等

議決権行使期限

郵送



インター
ネット



2025年6月19日(木曜日)午後5時

CONTENTS

■ 議決権行使のポイント	1
■ 株主総会参考書類	16
第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
■ 事業報告	30
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	56

イビデン株式会社

証券コード 4062



ポイント

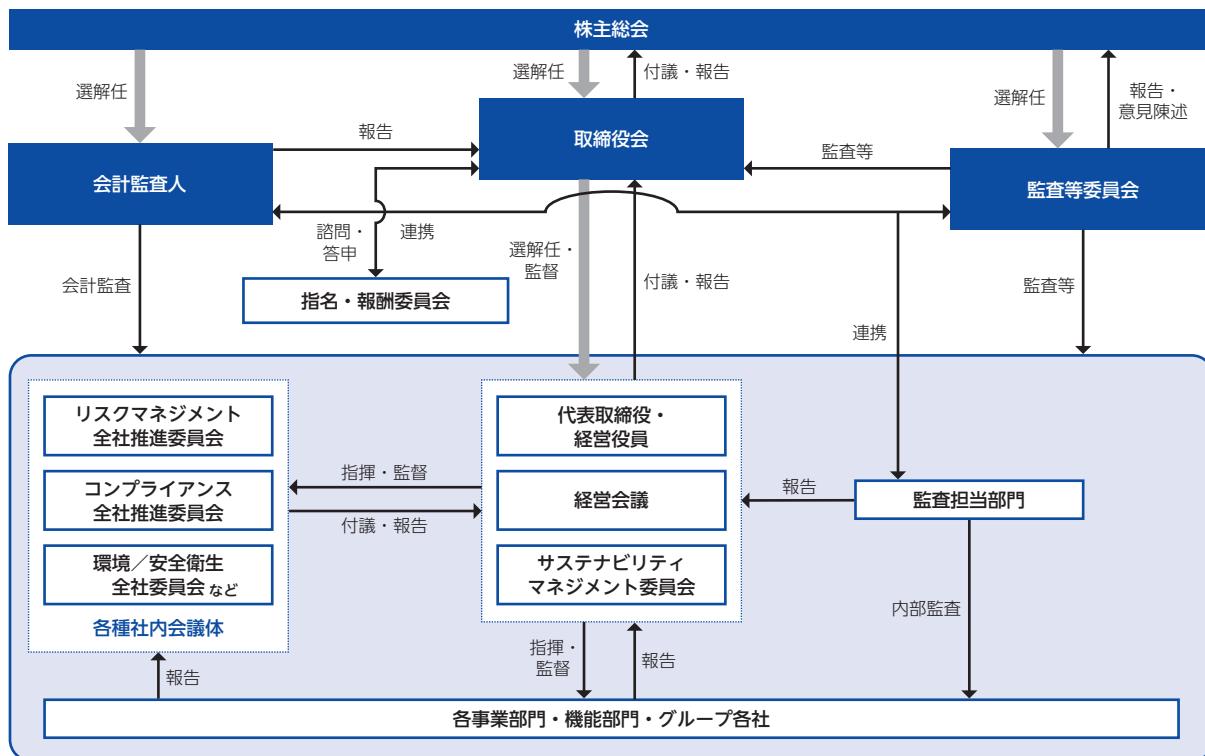
1

イビデンのコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための重要な経営の仕組みとして認識し、グループ全社において積極的に取り組んでおります。当社グループのコーポレート・ガバナンスにおきましては、「リスクマネジメント及びコンプライアンス推進活動」を積極的に展開することで内部統制機能を強化し、取締役会による経営監視機能と監査等委員会による監査機能を充実・強化させてまいります。それにより、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼に応える透明な企業統治体制を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長による企業価値の向上を実現してまいります。

(ご参考) 当社グループの内部統制システムの模式図



取締役会の役割・責務

当社においては、法令及び定款に準拠して、取締役会規則を制定し、取締役会自体として何を判断・決定するのか、付議基準を定めて明確化しております。また、その他の意思決定・業務執行については、組織・職制・業務分掌管理規程及び権限規程を制定し、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

主な委員会及び経営会議の役割と位置づけ

監査等委員会

当社は監査等委員5名のうち、3名を監査等委員である社外取締役として選任しており、かつ、2名を常勤監査等委員として選任しております。各監査等委員は取締役会など主要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を、さらに常勤監査等委員は内部監査部門及び外部会計監査人と連携し、法令及び諸規定に基づく監査・調査を当社及びグループ会社に対して実施しております。なお、監査等委員会の委員長には財務、会計もしくは法務、ガバナンスに相当程度の知見を有する社外監査等委員が就任し、上記機能及び客観性・独立性を適切に担保しております。

指名・報酬委員会

当社においては、取締役及び経営役員等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の経営監視機能の強化を図っております。コーポレート・ガバナンスをさらに充実させることを目的として、監査等委員でない社外取締役を委員長とした指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

経営会議

取締役会付議に向けた代表取締役社長の諮問機関及び権限規程に基づく決裁と経営幹部間の重要な経営情報の共有を目的として、経営企画本部長を議長に役員、常勤監査等委員、関係する幹部職社員を構成員として毎月開催しております。

サステナビリティマネジメント委員会

代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティマネジメント委員会」を設置し、当社を取り巻くサステナビリティを含めたリスクと機会に関わる課題を経営層で議論し決定の上、経営層から実行組織へと展開しております。なお、サステナビリティに関して特に重要な課題については、取締役会へ付議・報告されます。本委員会は、今後、毎年2回以上開催の予定です。

リスクマネジメント全社推進委員会

代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント全社推進委員会」を毎年1回以上開催し、重要リスクの対策内容や進捗状況の報告などを行っております。全社的リスクマネジメント(ERM)を具体的に進めるため、リスクカテゴリー毎の主管部門を配置し、社内及び国内・海外グループ会社の状況、業務形態に応じた活動を推進しております。

コンプライアンス全社推進委員会

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス全社推進委員会」を設置し、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透を図っております。当委員会は、毎年1回以上開催され、コンプライアンスの全社推進、統括、活動の報告とレビューを行っております。ここで決まった方針・計画は、各事業場及び国内・海外グループ会社に報告され、それぞれの活動へ展開されます。

取締役会

候補者指名のプロセス

経営陣幹部・監査等委員でない取締役候補については、的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び経営陣幹部・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、選任・指名しております。また、監査等委員候補につきましては、財務・会計・法務・ガバナンス等に関する知見、当社事業に関する知見及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。前述の方針に基づき、監査等委員候補につきましては、監査等委員会の同意を経て、取締役会で決議しております。なお、取締役候補の指名につきましては、取締役会での決議に先立ち、取締役会の諮問機関として設置している監査等委員でない社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会にて審議を行い、その内容を取締役会に答申しております。また、取締役については取締役規則、経営役員については経営役員就業規則において解任基準を定めており、当該基準及び指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役については株主総会にて、経営役員については取締役会にて決議する手続きを定めております。

指名・報酬委員会 開催実績

開催月	主な議題	開催月	主な議題
2024年5月 (2回開催)	<ul style="list-style-type: none">・2024年6月支給 取締役賞与引当額に関して・第172期 取締役会体制案に関して・2024年度 取締役の月額報酬に関して・2024年6月支給 取締役賞与の個別支給額に関して	2024年12月	<ul style="list-style-type: none">・経営役員の賞与に関して
2024年6月	<ul style="list-style-type: none">・経営役員及び幹部職の賞与に関して・役員に対する業務委嘱に関して・相談役及び顧問の人事・処遇に関して	2025年2月	<ul style="list-style-type: none">・2025年度 組織・役員体制に関して・経営役員及び幹部職の人事・業務委嘱に関して・社外取締役の独立性判断基準の更新に関して
2024年9月	<ul style="list-style-type: none">・役員内規（役員定年及び相談役・顧問関係）の改正に関して	2025年3月	<ul style="list-style-type: none">・2025年度 経営役員の月額報酬に関して・第173期 取締役会体制案に関して

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の監査等委員でない取締役の選任について、当社の企業理念及び経営戦略等を踏まえ、取締役会がその役割責務を実効的に果たすための知識・経験・能力のバランス、多様性及び員数等について検討を行いました。併せて、指名・報酬委員会での審議内容及びその手続きについても確認し、妥当であると判断します。

当社取締役会が備えるべきスキルセット

当社におきましては、「私たちは、人と地球環境を大切に、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。」を企業理念に掲げ、経営目標としての中期経営計画「Moving on to our New Stage 115 Plan」（2023年度～2027年度）に取り組むことにより、社会課題の解決と企業価値の向上を目指しております。具体的には、①事業の競争力強化、②新規製品の事業化、③モノづくりの改革、④企業文化の改革、⑤ESG経営の推進に取り組んでおります。これらの実現に向け、取締役会がその機能を十分に発揮し実効性を確保するために、当社の取締役会及び監査等委員会は、全体としての多様性を確保しつつ、以下の知識・経験・能力（スキルセット）をバランスよく備えるべきと考えております。

必要とするスキル	理由
企業経営／経営戦略	激しい事業環境変化と不確実性の中で、重要な経営判断を行うために必要な国内外の企業経営・組織運営責任者としての豊富な知識・経験・能力が求められます。
財務／会計／税務	ICパッケージ基板事業を主力とする製造業である当社におきましては、継続的な設備投資とそれを支える機動的かつコスト面で優れた資金調達が必要不可欠です。併せて、リスクに備えた健全で強固な財務体質の構築が必要です。これらが最適なバランスで実現され、かつ、財務・税務コンプライアンスが担保された状態を監視・監督するための財務／会計／税務に関する専門的かつ高度な知識が求められます。
自事業の知見	事業方針をはじめとした高度な事業経営判断及びモニタリング型の取締役会において求められる事業部門の業務執行の適切な管理・監督を実現するためには、自事業に関する深い知見が求められます。
国際ビジネス	主力顧客が海外かつグローバルに生産・販売拠点を展開している当社において、市場・顧客動向に加えて、地政学リスクを含むントリーリスクを踏まえた経営判断を可能とするスキルとしての国際ビジネス経験が求められます。
イノベーション	技術開発型企業である当社の企業理念「革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。」を実現するには、社会課題やお客様のニーズを正しく認識し、それらの解決に向け、自社固有の技術だけでなく、外部とも連携する中でイノベーションの創出が必要となります。これらの活動を適切に監視・監督できるイノベーションに関する深い知見が求められます。
製造／技術	最先端のICパッケージ基板及び高度なセラミック部材を中心としたモノづくり企業である当社がグローバルな競争環境を勝ち抜くには、自社の生産設備・製造プロセスにおける卓越した競争力の構築が必要となります。これらの活動を適切に監視・監督できる製造／技術に関する深い知見が求められます。
リスクマネジメント	中長期の持続的な企業価値の向上を実現するには、外部環境の変化を敏感に察知し、適切なリスクの把握と対処が求められます。これらを可能にするためのリスクに対する感度の高さと迅速・果断な経営判断を可能にするリスクマネジメントのスキルが求められます。
内部統制／ガバナンス／法務	株主をはじめとするステークホルダーからの信頼に応える企業統治体制と公正・透明な意思決定プロセスを構築・監視・監督するため、内部統制／ガバナンス／法務に関する高度な知見と高い遵法意識が求められます。

取締役会の多様性と各委員会及び会議体の構成員

当社においては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及びジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を考慮し、性別、年齢、人種、国籍等を問わず適材適所の観点より、総合的に検討した上で、指名・報酬委員会の答申を参照しつつ、取締役候補者を指名しております。

氏名	期待する分野								
	独立性 (社外のみ)	企業経営 経営戦略	財務 会計 税務	自事業 の知見	国際 ビジネス	イノベーション	製造 技術	リスク マネジメント	内部統制 ガバナンス 法務
あおき たけし 青木 武志		●	●	●	●	●		●	●
かわしま こうじ 河島 浩二		●		●	●	●	●	●	●
すずき あゆみ 鈴木 歩		●		●		●	●	●	●
かとう ひさし 加藤 久始		●		●	●	●	●	●	
こいけ としかず 小池 利和	●	●	●		●	●		●	●
あさい のりこ 浅井 紀子	●	●				●		●	
まるやま はるや 丸山 晴也	●	●			●	●	●	●	●
のだ ゆきひろ 野田 幸宏				●	●		●	●	●
まつばやし こうじ 松林 浩司			●		●			●	●
ほりえ まさき 堀江 正樹	●		●						●
やぶ ゆきこ 藪 ゆき子	●					●		●	●
ごとう もゆる 後藤 もゆる	●							●	●

※ 上記スコアは、取締役候補者及び監査等委員の有する全ての知見を表すものではなく、取締役会に必要なスキルセットの中で特に期待する分野を記載しております。●：社内取締役 ●：社外取締役

●議長／委員長（●本定時株主総会終了後に委嘱する委員長）

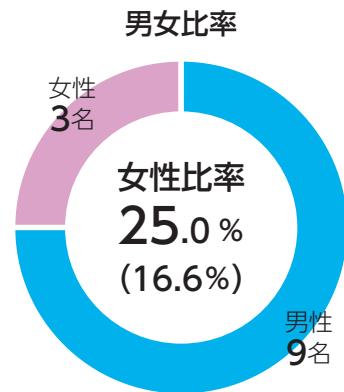
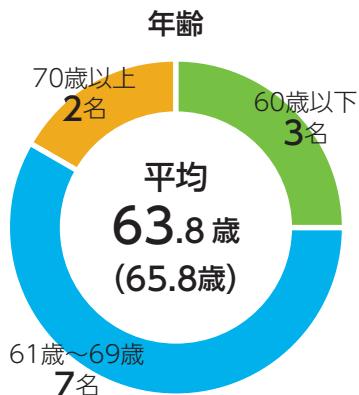
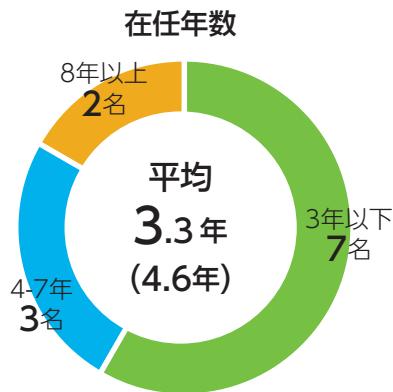
各委員会及び会議体の構成員並びに出席状況						
取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	経営会議	サステナビリティ マネジメント委員会	リスクマネジメント 全社推進委員会	コンプライアンス 全社推進委員会
● 11/11 回		7/7 回	13/13 回	1/1 回	1/1 回	1/1 回
11/11 回		7/7 回	13/13 回	● 1/1 回	● 1/1 回	● 1/1 回
11/11 回			13/13 回	1/1 回	1/1 回	1/1 回
9/9 回(※)			13/13 回	1/1 回	1/1 回	1/1 回
9/9 回(※)		● 5/5回(※)				
11/11 回		7/7 回				
—		—				
—	—		—	—	—	—
11/11 回	15/15 回		13/13 回	1/1 回	1/1 回	1/1 回
11/11 回	● 15/15 回					
11/11 回	15/15 回					
—	—					

※ 2024年6月13日就任以降の出席状況を記載しております。

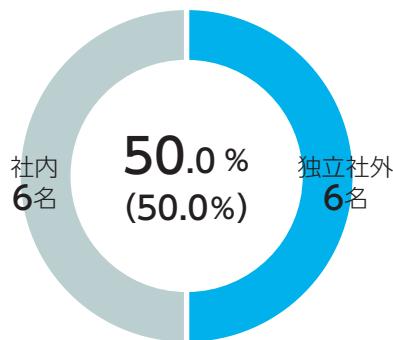
コーポレート・ガバナンスハイライト

※ 本データは「第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件」、「第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件」が承認可決されたものとして算出しております。

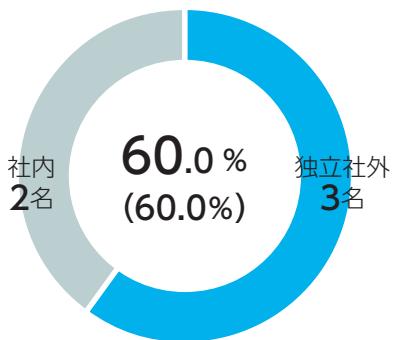
※ 参考情報として、()内に昨年度の数値を記載しております。



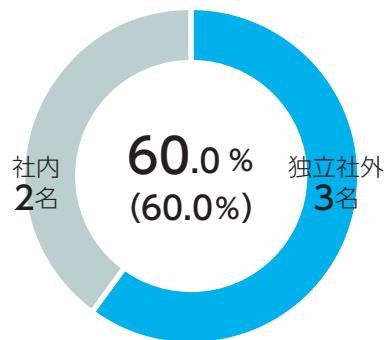
取締役会の
独立社外取締役比率



監査等委員会の
独立社外取締役比率



指名・報酬委員会の
独立社外取締役比率



取締役会の実効性評価

当社においては、取締役会全体が実効性を持って機能しているかを検討し、その結果に基づき、問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じていく継続的なプロセスにより、取締役会全体の機能向上を図ることを目的とし、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。

社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役のうち、次のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有する者と判断されるものとする。なお、当社は監査等委員会設置会社である。

- 当社の大株主(直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下、同じ。)
- 当社グループ(当社及び当社の子会社をいう。以下、同じ。)の主要な取引先(直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループに対する支払額が、当社グループの年間連結売上高の2%以上である取引先)又はその業務執行者
- 当社グループを主要な取引先とする者(直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループからの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である取引先)又はその業務執行者
- 直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な借入先(直近の事業年度に係る事業報告において「主要な借入先」として記載している借入先)又はその業務執行者
- 直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人の社員等であった者
- 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、役員報酬以外に、多額(個人の場合には直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)直近3事業年度の平均で、1億円又は当該団体の年間収入の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。)の金銭その他の財産を得ている者
- 当社グループから直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を受けている者(ただし、当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者)
- 上記に掲げる者(ただし、重要な者に限る。)の配偶者、二親等内の親族、同居の親族
- 過去10年内における、当社グループの業務執行者
- 当社グループの取締役、経営役員、執行役員及び幹部職社員のいずれかに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族
- 上記の他、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、特段の事由を有している者で、実質的に独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことを期待できない者

役員報酬について

議案の補足情報として第172期事業報告「4.会社役員に関する事項」の「(5) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」を掲載順を組み換えて記載しております。

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

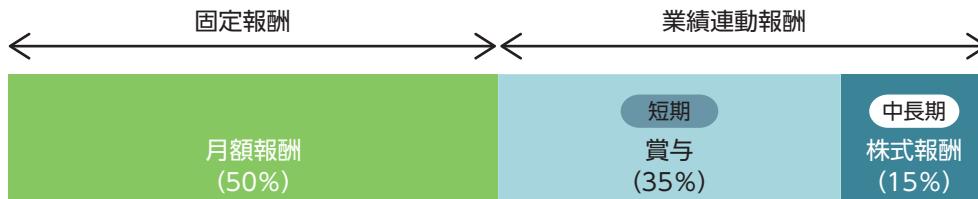
当社役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下のとおりであり、指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、2021年2月26日に開催されました当社第947回取締役会において決議しております。

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

当社グループは、「私たちは、人と地球環境を大切に、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。」を企業理念としております。この企業理念のもと、当社の役員報酬制度は、経営責任が明確になり、かつ、持続的な成長による中長期的な企業価値向上へのインセンティブとなるように、設計しております。

監査等委員でない社内取締役及び経営役員報酬については、(ア) 固定報酬としての月額報酬 (イ) 業績連動報酬としての賞与 (ウ) 株式報酬により構成されており、それらは概ね、50% : 35% : 15%の割合で構成されております。監査等委員でない社内取締役の月額報酬については、株主総会にて決議された限度枠内で、役位に基づいて設定されている内規上の報酬テーブルをベースに職責並びに外部報酬調査データ等を総合的に勘案して算定し、個別支給額に関する指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、個々の支給対象者の業務能力を含む総合的評価を実施するのに最適任者である代表取締役社長（氏名：河島浩二 主な担当：執行全般統括）に再一任する旨を取締役会で決議しております。また、賞与については、株主総会にて決議された所定の計算式に基づいた総額の範囲内で、年1回、事業年度終了後に金銭で支給しております。その個人の配分額については、監査等委員でない社内取締役の各々の業務に対する貢献度に基づき決定し、個別支給額に関する指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、個々の支給対象者の業績への貢献度に関する最終評価を実施するのに最適任者である代表取締役社長に再一任する旨を取締役会で決議しております。当事業年度における所定の計算式に基づく取締役賞与支給総額は258百万円ですが、支給対象者の役位・部門業績等への貢献度並びに外部報酬調査データ等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえ、2025年5月20日開催の当社第994回取締役会において、170百万円を支給することを決議いたしました。

【報酬構成の基本方針】（監査等委員でない社内取締役）



当社取締役会として、当事業年度に係る監査等委員でない社内取締役の個人別の報酬等の内容は、グループ経営における同取締役の経営責任を明確にし、かつ、業績及び企業価値向上へのインセンティブを高める設計となっており、上記方針に沿うものと判断しております。なお、当事業年度における監査等委員でない社内取締役の賞与の算定に係る親会社株主に帰属する当期純利益の直近の目標値（予想値）は250億円及び年間配当総額の予想は55億95百万円としておりましたところ、その実績は、親会社株主に帰属する当期純利益が337億4百万円及び年間配当総額は55億95百万円となりました。

経営役員の月額報酬については、役位に基づいて設定されている内規上の報酬テーブルをベースに、監査等委員でない社内取締役とのバランス、個々の業務能力の評価並びに外部報酬調査データ等を総合的に勘案して算定し、指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、代表取締役社長に一任する旨を取締役会で決議しております。また、賞与については、各経営役員の業績に対する貢献度等に基づいて算定し、指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、代表取締役社長に一任する旨を取締役会で決議しております。

なお、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員の報酬については、業務執行から独立して監督する立場であり、株主総会において決議された限度額の範囲で一定の金額の固定報酬のみ支給しております。

② 役員の報酬に関する株主総会決議の内容の概要

- (ア) 監査等委員でない取締役の月額報酬については、2017年6月16日開催の当社第164回定時株主総会において月額30百万円（うち社外取締役分5百万円（決議時点の員数3名）、その他の取締役分25百万円（決議時点の員数4名）以内）と決議いただいております。
- (イ) 監査等委員でない社内取締役の賞与については、2017年6月16日開催の当社第164回定時株主総会において監査等委員でない社内取締役に対して、賞与総額として、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%と当該事業年度の年間配当額の1.6%との合計額（ただし、年額4.4億円を上限とし、計算の結果生じる百万円未満の数字については、これを切り捨てる。）を支給すると決議（決議時点の員数4名）いただいております。なお、賞与総額の算定に係る業績指標としまして、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして機能し、かつ、株主の皆様の利益にも連動した指標として、親会社株主に帰属する当期純利益及び年間配当総額を採用しております。
- (ウ) 監査等委員でない社内取締役の株式報酬については、当社株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年6月16日開催の当社第164回定時株主総会において、監査等委員でない社内取締役（決議時点の員数4名）に対し、信託を用いた株式報酬制度の導入を信託期間3年、期間中の拠出額上限2.7億円で決議いただいております。本制度は、支給対象者の役位、前年度月額報酬及び賞与金額により構成される内規上の計算式で算出された支給金額を1ポイント1株で換算したポイントを付与（ただし、付与するポイントの総数は、1事業年度当たり100,000ポイントを上限とする。）し、退任時に株式を付与する制度です。
- (エ) 当社の監査等委員である取締役の報酬は、2017年6月16日開催の第164回定時株主総会において月額13百万円以内（決議時点の員数5名）と決議いただいております。

③ 取締役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分		支給人数	報酬等の総額	内訳		
				月額報酬	賞与	株式報酬
監査等委員でない 取締役	社内取締役	4	413	176	170	66
	社外取締役	4	37	37		
	小計	8	450	214	170	66
監査等委員である 取締役	社内取締役	2	57	57		
	社外取締役	3	39	39		
	小計	5	96	96		
合計		13	547	310	170	66

(注)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の株式報酬制度は、当社株式交付規則に基づき、取締役等に毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累計額に応じて、当社株式を交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

(ご参考) 監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の監査等委員でない取締役の報酬について、報酬体系の考え方、報酬額算定方法及び指名・報酬委員会の審議内容を確認し、妥当であると判断します。

政策保有株式について

政策保有に関する方針

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、個別銘柄ごとに事業戦略上の重要性、取引先との関係強化に加えて、資本効率向上の視点から保有要否を検証し、保有不要と判断された銘柄については適宜売却を進めることで、政策保有株式の縮減に努めてまいります。なお、資金の流動性並びに効率性の向上の観点から、中期経営計画「Moving on to our New Stage 115 Plan」の期間(2023年度～2027年度)において、当社が保有する政策保有株式を2023年度末(2024年3月末)時価ベースで、50%以上縮減することを目標といたします。なお、政策保有株式の縮減方針につきましては、当社ホームページに記載しております。

当社政策保有株式の縮減方針：<https://www.ibiden.co.jp/ir/2025/02/post-55.html>

議決権行使の方針

当該株式に係る議決権の行使に関しましては、保有先企業の中長期的な企業価値向上や株主還元のお考え方、コーポレート・ガバナンス及び社会的責任の観点より、個別の議案を精査した上で、議決権を行使しております。

政策保有状況(単体)の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総銘柄数	54	50	49	48	45	44	37
貸借対照表計上額 (百万円)	37,509	33,026	66,431	62,725	59,431	107,021	55,941
連結純資産に占める割合 (%)	13	12	20	16	14	21	11

(注) 上記の期間、当社は有価証券報告書にみなし保有株式として記載すべき株式は保有しておりません。

ポイント

2

社会との価値共創 ～イビデンのESG経営～

ブランドメッセージ

当社グループの歴史や価値観を端的にお伝えするため
ブランドメッセージを作成 **ともに歩む、その先の革新へ**

[和文] **ともに歩む、その先の革新へ**

[英文] *A century of innovation,
partnering for the future*



ブランドストーリー

「ともに歩む、その先の革新へ」に込めた思いと決意

私たちは、地域経済の振興を目指して水力発電会社として創業以来、地域社会とともに歩み、100年を超える歴史を築いてきました。発電会社から電力を活用したモノづくりの会社へ轉身し、その長い歴史の中で培ってきた技術を基盤に、時代のニーズを捉え、社会の課題解決に貢献する革新的な製品を生み出しています。



地域社会とともに、
顧客とともに、
従業員とともに、
取引先とともに、
確かなパートナーシップを築き、時代の変化に合わせた技術で、未来を創造するイビデングループは、この先も、独自の技術革新を追求し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

基本的な考え方

当社グループは、企業理念として自然環境との調和や豊かな社会の実現を掲げており、革新的な技術で社会課題解決につながる製品を生み出すことにより発展を続けてまいりました。事業を通じて社会課題を解決し、豊かな社会の発展に貢献していくことは、企業理念の実践そのものと考え、ESG（環境・社会・ガバナンス）活動、及び「持続可能な開発目標」（SDGs）への貢献に積極的に取り組んでおります。

当社グループが培ってきたコア技術を進化・融合させた革新的な技術と、人と地球環境に調和した責任ある企業活動を通じて、社会が直面する課題の解決に向けて注力してまいります。

培った技術力での貢献

当社グループは、技術開発型企业として、SDGsの「ゴール9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」を中心に、環境分野などの領域に対し、技術の力で実現に向けた貢献に取り組んでおります。電子事業では、人々の生活をより豊かにするため、データセンターや生成AIをはじめとする情報通信技術の革新を、最先端の電子部品の供給で支え、世界のデジタルイノベーションの発展に貢献してまいります。

基盤活動における貢献

当社グループの企業理念では「人と地球環境を大切に」することを冒頭で明確にしております。事業を支える人材の活性化、そして企業文化の改革を進めるとともに、事業活動を通じて発生する地球環境への負荷をできる限り減らす努力を進めております。

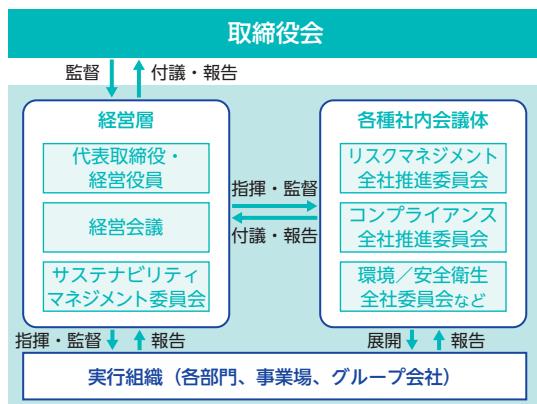
今後も、人的資本経営の考え方のもと、自立型人材の育成、多様な考えをもつ社員が活躍できる環境の整備及び安全衛生活動の推進とともに、サプライチェーン全体の温室効果ガスの排出や廃棄物の管理に取り組んでまいります。



※ 当社グループが取り組むSDGsへの貢献、社会課題の解決に向けた具体的な取り組みの詳細は統合報告書をご参照ください。
<https://www.ibiden.co.jp/ir/library/annual/>



サステナビリティに関する取り組み



サステナビリティに関するガバナンス

2024年度より、当社を取り巻くサステナビリティを含めたリスクと機会に関わる課題を、経営層で議論するサステナビリティマネジメント委員会を設定しております。サステナビリティマネジメント委員会ではグローバルリスクの動向や事業へのインパクト、並びに当社の事業活動が社会に与える影響から、重要性の高い事象を議論し、決定しております。また、課題への対応策は、経営層より実行組織である各部門に展開されております。

サステナビリティ課題への対応

当社の事業活動に影響の大きいサステナビリティへの課題として、気候変動及び労働人口減少を認識しています。特に重要な課題については、毎年取締役会へ付議・報告されており、2024年度は、気候変動対策、労働安全並びに健康経営に関する報告を行っております。

リスク課題は、リスクカテゴリー毎の主管部門が関連する適切な会議体において、その対応方針を審議・決定しております。上記の重要課題は、GX推進部門、安全衛生部門及び人事部門が主管部門となり、環境／安全衛生全社委員会、中央労使委員会などの社内会議体において、経営層らによって方針と進捗などを、確認・評価しております。

気候変動に関する戦略

環境負荷を緩和し次世代へと受け継ぐために、「環境ビジョン2050」を定めております。その中で気候変動対応として、2040年代のできる限り早い段階での温室効果ガス排出実質ゼロの達成に向けて取り組んでおります。事業成長と気候変動対応の両立に向けて低炭素な操業を可能にする生産技術の革新と、脱炭素社会に貢献する技術開発をグループ一丸となって進めております。

※ 気候変動対応の詳細、その他ESGに関する活動の詳細は統合報告書をご参照ください。
<https://www.ibiden.co.jp/ir/library/annual/>



第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

現任の監査等委員でない取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員でない取締役7名の選任をお願いするものです。監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。なお、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報を17頁から22頁に記載しております。

候補者番号		氏名	地位・担当及び候補者属性	2024年度取締役会出席状況	在任年数	●男性 ●女性
1	再任	あおき たけし 青木 武志	代表取締役会長 取締役会議長	11/11回 (100%)	12年	●
2	再任	かわしま こうじ 河島 浩二	代表取締役社長 執行全般統括 技術開発担当	11/11回 (100%)	3年	●
3	再任	すずき あゆみ 鈴木 歩	取締役経営役員 品質・技術・生産担当、GX推進担当 生産推進本部長	11/11回 (100%)	2年	●
4	再任	かとう ひさし 加藤 久始	取締役経営役員 電子事業担当、生産技術担当 電子事業本部長、同本部 技術統括部長、 品質統括部長	9/9回※ (100%)	1年	●
5	再任	こいけ としかず 小池 利和	社外取締役候補者 独立役員候補者	9/9回※ (100%)	1年	●
6	再任	あさい のりこ 浅井 紀子	社外取締役候補者 独立役員候補者	11/11回 (100%)	5年	●
7	新任	まるやま はるや 丸山 晴也	社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—	●

※ 2024年6月13日就任以降の出席状況を記載しております。

候補者
番号

1



再任

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・財務/会計/税務
- ・自社事業の知見
- ・国際ビジネス
- ・イノベーション
- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

あお き

青木

AOKI

たけ し

武志

Takeshi

生年月日

1958年2月4日
(満67歳)

所有する当社の株式数

(うち、株式報酬制度に基づき交付予定株式の数)

89,500株
(58,200株)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2017年4月	当社執行全般統括、 当社セラミック事業担当
2008年4月	当社執行役員	2017年6月	当社代表取締役社長
2013年6月	当社取締役執行役員	2018年6月	当社技術開発担当
2014年4月	当社取締役常務執行役員	2019年4月	当社監査統括部担当
2016年3月	当社代表取締役副社長、 当社セラミック事業本部長	2024年6月	当社代表取締役会長 (現任)

候補者とした理由

経営者及び代表取締役としての見識と当社事業全般における豊富な経験と実績を有することから、取締役会議長として、取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2



再任

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・自社事業の知見
- ・国際ビジネス
- ・イノベーション
- ・製造/技術
- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

かわ しま

河島

KAWASHIMA

こう じ

浩二

Koji

生年月日

1963年9月15日
(満61歳)

所有する当社の株式数

(うち、株式報酬制度に基づき交付予定株式の数)

39,200株
(20,800株)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2020年4月	当社経営役員
2008年4月	当社理事	2022年4月	当社電子事業担当
2010年4月	当社執行役員、 当社PKG事業本部長	2022年6月	当社取締役経営役員
2014年4月	当社経営企画本部人事部長	2023年4月	当社電子事業本部長
2016年3月	当社常務執行役員	2024年4月	当社執行全般統括 (現任)、 当社技術開発担当 (現任)
2017年4月	当社電子事業本部長	2024年6月	当社代表取締役社長 (現任)
2019年4月	当社PKG事業本部長		

候補者とした理由

経営者及び代表取締役としての見識と当社事業全般における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3



再任

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・自社事業の知見
- ・イノベーション
- ・製造/技術
- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

すず き
鈴木
SUZUKI

あゆみ
歩
Ayumi

生年月日
1964年3月21日
(満61歳)

所有する当社の株式数
(うち、株式報酬制度に基
づく交付予定株式の数)
5,400株
(3,500株)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 5月	当社入社	2022年 4月	当社セラミック事業本部 ECP事業部 生産部長
2005年 4月	当社電子関連事業本部 品質管理部PKGグループマネージャー	2023年 4月	当社経営役員、 当社GX推進担当 (現任)、 当社生産推進本部長 (現任)
2009年 4月	当社DPF事業本部 品質保証部長	2023年 6月	当社取締役経営役員 (現任)、 当社品質・技術・生産担当 (現任)
2018年 4月	イビデンハンガリー 社長		
2021年 4月	当社幹部職		

候補者とした理由

取締役としての見識と技術・生産部門における深い知見と海外生産拠点における経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4



再任

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・自社事業の知見
- ・国際ビジネス
- ・イノベーション
- ・製造/技術
- ・リスクマネジメント

か とう ひさ し
加藤
KATO
久始
Hisashi

生年月日
1965年10月16日
(満59歳)

所有する当社の株式数
(うち、株式報酬制度に基
づく交付予定株式の数)
10,600株
(5,800株)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2023年 4月	当社電子事業本部 技術統括部長 (現任)
2004年 4月	当社電子関連事業本部 PKG事業部ビジネスユニット長	2024年 4月	当社電子事業担当 (現任)、 当社電子事業本部長 (現任)
2012年12月	イビデンエレクトロニクスマレーシア 副社長	2024年 6月	当社取締役経営役員 (現任)
2020年 4月	当社幹部職	2025年 4月	当社電子事業本部 品質統括部長 (現任)
2021年 4月	当社PKG事業本部 生産技術統括部長		
2022年 4月	当社経営役員、 当社生産技術担当 (現任)、 当社PKG事業本部 新工場立上げプロジェクトリーダー		

候補者とした理由

取締役としての見識とICパッケージ事業を中心とした当社電子事業における豊富な経験と実績並びに生産技術部門における深い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5



再任

社外

独立

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・財務/会計/税務
- ・国際ビジネス
- ・イノベーション
- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

こ いけ
小池
KOIKE

とし かず
利和
Toshikazu

生年月日
1955年10月14日
(満69歳)

所有する当社の株式数
400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 ブラザー工業株式会社入社
1982年8月 ブラザーインターナショナルコーポレーション (U.S.A) 出向
1992年10月 同社取締役
2000年1月 同社取締役社長
2004年6月 ブラザー工業株式会社 取締役
2005年1月 ブラザーインターナショナルコーポレーション (U.S.A) 取締役会長
2005年4月 ブラザー工業株式会社 取締役 常務執行役員
2006年4月 同社取締役 専務執行役員
2006年6月 同社代表取締役 専務執行役員
2007年6月 同社代表取締役社長
2018年6月 同社代表取締役会長
2020年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外取締役 (2024年6月退任)
2021年5月 株式会社安川電機 社外取締役 監査等委員 (2025年5月退任)
2022年6月 ブラザー工業株式会社 取締役会長 (現任)
2024年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ブラザー工業株式会社 取締役会長

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

小池利和氏は、ブラザー工業株式会社の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富で幅広い経験、知識等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定です。

候補者
番号

6



再任

社外

独立

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・イノベーション
- ・リスクマネジメント

あさ い のり こ
浅井 紀子
ASAI Noriko

生年月日
1964年7月25日
(満60歳)

所有する当社の株式数
1,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 名古屋大学経済学部 文部教官助手
1999年 3月 名古屋大学 博士 (経済学)
2007年 4月 中京大学経営学部 教授
2015年 6月 CKD株式会社 社外取締役 (2023年6月退任)
2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 6月 オークマ株式会社 社外取締役 (現任)
2021年10月 名古屋大学大学院経済学研究科 招聘教員
2023年11月 株式会社進和 社外取締役 (現任)
2024年 9月 国立大学法人 豊橋技術科学大学 常勤監事 (現任)

重要な兼職の状況

オークマ株式会社 社外取締役
株式会社進和 社外取締役
国立大学法人 豊橋技術科学大学 常勤監事

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

浅井紀子氏は、経済学博士として長年にわたり製造業の研究に携わることで、生産管理、人財育成 (人的資本経営) 及びイノベーション分野を中心とした高度な学術知識と豊富な経験を有しております。また、複数の上場企業における社外取締役及び国立大学法人の常勤監事として、経営に関する重要事項の審議に積極的に参画しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、選任後は引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

7



新任

社外

独立

期待するスキル

- ・企業経営/経営戦略
- ・国際ビジネス
- ・イノベーション
- ・製造技術
- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

まる やま
丸山
MARUYAMA

はる や
晴也
Haruya

生年月日
1954年11月29日
(満70歳)

所有する当社の株式数
2,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 日本電装株式会社 (現 株式会社デンソー) 入社
1995年 1月 ニッポンデンソーフランス 社長
2002年 7月 デンソー・オートモーティブ・ドイツ 社長
2004年 6月 株式会社デンソー 常務役員
2008年 4月 デンソー・インターナショナル・アメリカ 社長
2010年 6月 株式会社デンソー 専務取締役
2014年 6月 同社 代表取締役副社長
2019年 7月 ヤマザキマザック株式会社 入社、
同社 執行役副社長
2020年 7月 同社 取締役副社長 (現任)

重要な兼職の状況

ヤマザキマザック株式会社 取締役副社長

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

丸山晴也氏は、株式会社デンソーの代表取締役副社長及びヤマザキマザック株式会社の取締役副社長を務められ、企業経営者としての豊富で幅広い経験、知識等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

(注)

1. 各監査等委員でない取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 小池利和氏は、2025年6月27日に株式会社フジクラの社外取締役に就任する予定です。
3. 浅井紀子氏は、2025年6月24日にオークマ株式会社の社外取締役を退任する予定です。
4. 当社は、社外取締役小池利和氏及び浅井紀子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりです。本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。
 - ①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。なお、本議案が承認可決され、丸山晴也氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、上記と同じ契約内容の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、D&O保険という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査等委員でない取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は1年間であり、2025年7月に同内容での更新を予定しております。
6. 小池利和氏、浅井紀子氏及び丸山晴也氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社は各氏を各取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、当社の定める社外取締役の独立性判断基準は、8頁に記載のとおりであります。

第2号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報を24頁から28頁に記載しております。

候補者番号		氏名	地位及び候補者属性	2024年度 監査等 委員会 出席状況	2024年度 取締役会 出席状況	在任 年数	●男性 ●女性
1	新任	の だ ゆきひろ 野田 幸宏	当社監査部付 (株)イビデンキャリア・テクノ取締役	—	—	—	●
2	再任	まつばやし こうじ 松林 浩司	当社常勤監査等委員	15/15回 (100%)	11/11回 (100%)	4年	●
3	再任	ほりえ まさき 堀江 正樹	当社社外監査等委員 社外取締役候補者 独立役員候補者	15/15回 (100%)	11/11回 (100%)	8年	●
4	再任	やぶ ゆきこ 藪 ゆき子	当社社外監査等委員 社外取締役候補者 独立役員候補者	15/15回 (100%)	11/11回 (100%)	4年	●
5	新任	ごとう もゆる 後藤 もゆる	社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—	—	●

候補者
番号

1



新任

期待するスキル

- ・ 自社事業の知見
- ・ 国際ビジネス
- ・ 製造技術
- ・ リスクマネジメント
- ・ 内部統制/ガバナンス/法務

の だ ゆき ひろ
野田 幸宏
NODA Yukihiro

生年月日
1962年6月24日
(満62歳)

所有する当社の株式数
(うち、株式報酬制度に基
づく交付予定株式の数)
6,000株
(600株)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2020年4月	当社幹部職
2008年4月	当社電子事業グループ APKG技術統括部 技術部長	2022年4月	株式会社イビデンキャリア・テクノ 代表取締役社長
2011年4月	当社PKG事業本部 技術統括部長	2025年4月	当社監査部付 (現任)、 株式会社イビデンキャリア・テクノ 取締役 (2025年6月20日退任予定)
2015年5月	イビデンエレクトロニクスマレーシア 副社長		
2016年4月	当社理事		

候補者とした理由

当社事業における豊富な経験と知識を有しており、監査等委員としての経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2



再任

期待するスキル

- ・ 財務/会計/税務
- ・ 国際ビジネス
- ・ リスクマネジメント
- ・ 内部統制/ガバナンス/法務

まつ ばやし こう じ
松林 浩司
MATSUBAYASHI Koji

生年月日
1963年12月29日
(満61歳)

所有する当社の株式数
1,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行)入行	2010年4月	同行埼玉法人営業部 副部長
1994年10月	同行シカゴ支店 支店長代理	2014年5月	同行監査部 (ロンドン) 部付部長 兼欧州三井住友銀行監査部 共同部長
1996年10月	同行米州本部米州審査部 (ニューヨーク) 部長代理	2017年4月	同行監査部 (シンガポール) 部付部長
2001年4月	株式会社三井住友銀行 営業審査第一部 審査役	2020年10月	当社入社 当社監査統括部長
		2021年6月	当社常勤監査等委員 (現任)

候補者とした理由

金融機関における豊富な実務経験と専門知識を有しており、監査等委員としての経営全般の監視と有効な助言を期待して、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3



再任

社外

独立

期待するスキル

- ・財務/会計/税務
- ・内部統制/ガバナンス/法務

ほり え
堀江
HORIE

まさ き
正樹
Masaki

生年月日
1949年11月25日
(満75歳)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
1980年11月 監査法人伊東会計事務所入所
1997年7月 同会計事務所代表社員
2001年1月 中央青山監査法人代表社員
2006年9月 あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 代表社員
2010年7月 公認会計士 堀江正樹会計事務所開設・所長(現任)
2011年6月 株式会社東海理化電機製作所 社外監査役(2015年6月退任)
2015年6月 フタバ産業株式会社 社外監査役
2016年6月 同社社外取締役(2024年6月退任)、
当社社外監査役
2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2023年9月 かがやきホールディングス株式会社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

公認会計士 堀江正樹会計事務所 所長
かがやきホールディングス株式会社 社外取締役
日本公認会計士協会東海会 顧問

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

堀江正樹氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士として培われた豊富な知識・経験を有しております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、その知識・経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後は監査等委員会の委員長を委嘱する予定です。

候補者
番号

4



再任

社外

独立

期待するスキル

- ・イノベーション
- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

やぶ
藪
YABU

ゆ き こ
ゆき子
Yukiko

生年月日
1958年6月23日
(満66歳)

所有する当社の株式数
1,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社
2006年4月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所 所長
2011年1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部グローバルコンシューマーリサーチセンター所長・理事
2013年4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンター
コンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー
2014年3月 同社退社
2014年6月 株式会社ダスキン 社外取締役（2017年退任）
2015年6月 宝ホールディングス株式会社 社外取締役（2018年退任）
2016年6月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役（2024年6月退任）
2019年6月 古河電気工業株式会社 社外取締役（現任）
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社 社外取締役

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藪ゆき子氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、複数の上場企業での社外役員としての経験及び大手電機メーカーでのESGを含む多様な知識・経験を有しております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、その知識・経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5



新任

社外

独立

期待するスキル

- ・リスクマネジメント
- ・内部統制/ガバナンス/法務

ごとう
後藤
GOTO

も ゆ る
もゆる
Moyuru

生年月日
1971年5月9日
(満54歳)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年10月 日本弁護士連合会に弁護士登録
名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）入会
- 2008年10月 後藤武夫法律事務所 入所
- 2018年1月 後藤・鈴木法律事務所 パートナー
- 2023年1月 弁護士法人後藤・鈴木法律事務所（現 弁護士法人後藤・木河法律事務所）パートナー（現任）
- 2023年12月 株式会社シイエム・シイ 社外監査役（現任）
- 2024年11月 ケイティケイ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

- 弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー
- 株式会社シイエム・シイ 社外監査役
- ケイティケイ株式会社 社外取締役（監査等委員）

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

後藤もゆる氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士として培われた豊富な知識・経験に加え、多様性の観点に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注)

1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 後藤もゆる氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人後藤・木河法律事務所との間には、コンプライアンス相談窓口(イビデングループ社外窓口)及び法律相談業務等の取引関係(同氏が後藤・鈴木法律事務所に在籍した期間を含む。)があります。当該取引関係による報酬額は、それら直近3事業年度の平均で、1億円かつ年間収入の2%未満であり、多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
3. 後藤もゆる氏の戸籍上の氏名は「児堀もゆる」であります。
4. 当社は、監査等委員である社外取締役堀江正樹氏及び藪ゆき子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりです。本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。
 - ①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。なお、本議案が承認可決され、後藤もゆる氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、上記と同じ契約内容の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、D&O保険という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査等委員である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は1年間であり、2025年7月に同内容での更新を予定しております。
6. 堀江正樹氏、藪ゆき子氏及び後藤もゆる氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社は各氏を各取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、当社の定める社外取締役の独立性判断基準は、8頁に記載のとおりであります。
7. 藪ゆき子氏は2016年6月から2024年6月まで大和ハウス工業株式会社の社外取締役を務めておりましたが、同社は、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、及び当該社員の一部が現場の技術者として配置されていたことが判明し、2019年12月に国土交通省へ報告しております。これに対し、同社は2021年11月に国土交通省より建設業法に基づく指示処分及び電気工事等に関する営業停止処分を受けております。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃より、同社の取締役会及びコーポレートガバナンス委員会等において、豊富な経験と高い知見に基づき、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実が判明した後においては、事実関係の調査、原因分析、再発防止策の検討等に積極的に関与するとともに、法令遵守のための体制強化・徹底に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしてまいりました。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である社外取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、小森正悟氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。



社外

独立

こ もり し ょ う ご
小森 正悟
KOMORI Shogo

生年月日
1979年10月23日
(満45歳)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）アンダーソン・毛利法律事務所入所
2004年10月 岐阜県弁護士会へ登録替え 毛利法律事務所入所
2012年3月 小森正悟法律事務所開設・代表（現任）
2012年4月 岐阜県弁護士会副会長
2012年10月 名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）
2017年6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年4月 岐阜県弁護士会会長（現任）

重要な兼職の状況

小森正悟法律事務所 代表
岐阜県弁護士会会長

重要な兼職先と当社との関係

当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小森正悟氏は、過去に企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての専門知識、経験等を有しております。同氏が補欠の監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、その高度な知見に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

(注)

1. 小森正悟氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 小森正悟氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、次の契約内容の責任限定契約を締結する予定です。
 - ①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、D&O保険という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査等委員である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、小森正悟氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は1年間であり、2025年7月に同内容での更新を予定しております。
4. 小森正悟氏は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として、両取引所に届け出る予定です。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

■会社の経営の基本方針

企業理念

『私たちは、人と地球環境を大切にし、
革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。』

当社グループの企業理念体系 ～イビデンウェイ～

当社グループの長い歴史における、「幾多の困難を全員で乗り越え、イビデンを存続させてきた力」と「近年の飛躍的な成長を実現させた英知と活力」。これらを、世代や国籍を超えて受け継がれるように体系化したものが「イビデンウェイ」です。



共有すべき行動精神

誠実

私たちは、現地現物を行動の基本におき、顧客や社会からの信頼に応えます。

和

私たちは、全員参加のもと、多様な英知を結集し、より大きな力を生み出します。

積極性

私たちは、時代の変化を予見し、新たな価値の創造に果敢に挑戦します。

イビデンの進化

私たちは、創意と工夫を重ね、高き目標をやりきることによって成長します。

イビデンのDNA

イビデンのある大垣市は、かつて揖斐川を通じて東海道の要衝桑名と結ばれる水運の商業地として隆盛を極めました。やがて明治維新後の衰退を受け、揖斐川の豊富な水源を利用した水力発電事業による産業誘致に活路を見出すべく、1912年(大正元年)に当社の前身である「揖斐川電力株式会社」が設立されました。揖斐川電力株式会社は大垣再興のシンボルとして大企業の工場誘致による発展に貢献いたしました。その後、電力事業で培った電気炉技術を応用し、電気化学工業へ進出し、モノづくり企業としての歴史をスタートさせます。

以降、石炭から石油へのエネルギー革命、高度経済成長、情報化社会へのシフトなど、時には存続の危機に陥れるような外部環境においても、常にその時代の業界のリーディングカンパニーである当社のお客様から次の時代のニーズを敏感に察知し、蓄積した要素技術を応用した新たな技術・製品を生み出してまいりました。

このような変化の中でも一人ひとりが当事者意識を持ち、「現地」、「現物」、「自掛(じがかり)*」を実践する企業風土と高き目標に挑戦する「人財」こそが、難局を乗り越える大きな力であったと考えております。また、水力発電から始まったイビデンの事業には常に「自然の恵み」が欠かせませんでした。イビデンが積み重ねた110有余年は常に自然の恵みに感謝をし、共生していくことと向き合ってきた歴史でもあります。これらの先人たちの精神は、イビデンが大切にしている価値観「イビデンウェイ」として現在に受け継がれ、次を担う世代にもバトンをつないでまいります。

*自掛(じがかり)：自分たちが手掛ける業務・仕事を、自ら考え、自らの力で仕上げていくこと

新たな環境変化への挑戦

当社グループでは、2023年度より始動しております5ヵ年の中期経営計画「Moving on to our New Stage 115 Plan」で掲げている5本の活動の柱(強化していく5つの力)に基づき、事業環境変化に確実に対応するとともに、安定した成長の実現に向け、全社グループ一丸となって取り組んでまいります。また、経営と従業員の視点による人的資本経営を実践し、自立型人財の育成とフレキシブルな組織体への変革を推進することで、社員一人ひとりが働きがいを感じ、能力を最大限に発揮できる環境を整備してまいります。さらに、経営の基盤としてのESG経営を引き続き推進することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当社グループといたしましては、これらの経営課題・リスクに着実に対処することで、収益基盤を一層強固なものとし、中期経営計画の目標達成とともに、その先の永続的・安定的な成長を実現するための取り組みを継続してまいります。

(ご参考) 中長期的な会社の経営戦略

事業環境の変化

リスク要素	当社への影響（青文字は機会）	影響度	対応策（例示）
テクノロジーの 変革・移行	技術革新による当社製品の代替	高	電子事業の技術革新に向けた情報収集と技術構築 顧客ニーズ/ロードマップ把握と競合動向の確認
	技術移行による製品ニーズ拡大	高	代替技術構築に向けたライン構築と技術検証 ニーズに応える製品開発と、成長分野の新市場開拓
品質管理の不備	品質不良/不正による市場からの排除	高	品質データの自動検証システムの整備・運用
地政学リスク (調達停止/分断)	法規制変化による調達/出荷停止	中～高	原材料の複数購買化、代替材料の採用検討 法規制変更時の情報収集、調達経路見直し
	紛争影響、貿易障壁（関税）の発生	中～高	カントリーリスク、貿易障壁の把握・影響分析、 BCP策定
インフレ/原料・ エネルギー高騰	原材料費/オペレーションコスト上昇	中～高	原価の見える化から材料のロス、使用効率の改善 市況モニタリングから仕入価格・販売価格の最適化
	金利変動に伴う資金調達コスト増加	中～高	情報発信強化、有利子負債縮減による信用力向上
サイバーリスク	システム障害に伴う操業一時停止	中～高	基幹系システムのバックアップ体制・早期復旧策の強化
	技術情報流出による信頼低下	中	セキュリティゾーニング強化と動線分析の導入
大規模自然災害 (異常気象)	自然災害激甚化による操業停止	高	大規模災害初動訓練と防災・減災プログラム推進
	災害によるサプライチェーン寸断	中	原材料の複数拠点調達化の促進
気候変動・ 脱炭素化（移行）	内燃機関など市場縮小（電動化普及）	中	市場動向に応じた最適生産アロケーションでの操業
	排出規制に伴うコスト増加（炭素税）	中	新エネルギー活用、再エネ発電施設の設置検討・準備
	低炭素技術の市場拡大	中～高	CO ₂ 有資源化、農畜産系ビジネスなど新規事業創出
労働人口減少	国内（外）技術者不足による事業停滞	中～高	AI及びDXを活用した業務効率化／自動化の促進 社員エンゲージメント向上と採用ブランディング強化
環境規制強化	大気汚染対策製品の需要拡大	中～高	規制動向を把握し、デマンドに対応した拡販展開

影響度の目安 高：事業停止・撤退（100億円～）、中：事業損失/対応コスト（10億円～）

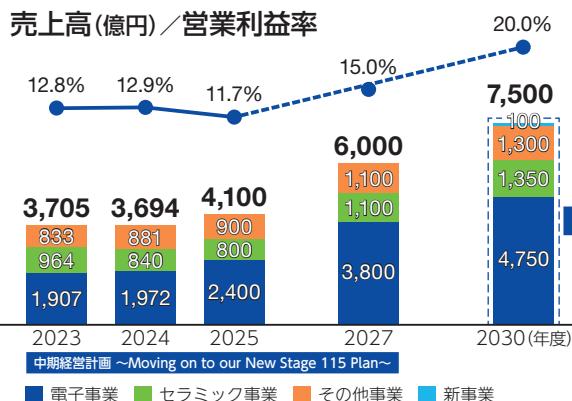
(ご参考)

中期経営計画 ～Moving on to our New Stage 115 Plan～ (2023年度～2027年度)

活動の5本柱



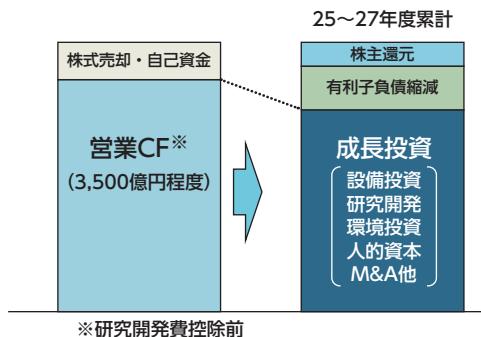
全社経営目標



セグメント	狙う市場	24年度対比 成長額/率	施策
新事業	新市場	100億円以上	・GX対応 ・バイオテクノロジー
その他	日本国内	+45%	・半導体関連工事 ・システム開発(ヘルスケア)
セラミック	特殊炭素	+100%	・パワー半導体、原子力
	EV	150億円以上	・顧客拡大、海外生産
電子	汎用サーバ ASIC	+150%	・新規顧客拡大 ・最適工場戦略
	AIサーバ	+250%	・高難度製品の開発～量産 →新工場活用

資本配分の考え方

キャピタルアロケーション



- 政策保有株式
2027年度末までに、23年度末時価ベース対比で50%以上縮減
- 成長投資
営業CF以内を基本とし、財務体質改善・強化(自己資本比率50%の早期還元)
- 株主還元
安定配当を基本とし、収益水準・財務指標・株価等を総合的に判断して実施

対処すべき課題

事業環境

今後の世界経済の見通しにつきましては、中国における経済成長鈍化の長期化や、米国の関税政策変化を含む地政学リスクの影響など、不安定かつ不透明な状況が継続すると見込んでおります。当社グループにおきましては、事業環境変化に強いビジネスモデルの構築と最新のデジタル技術の導入・展開による歩留り・生産性改善を進め、競争力強化を図るとともに、市場の変化に対し、グローバルで生産体制を機動的かつ柔軟に運営することで、事業への影響を最小限に留めてまいります。

電子事業

電子事業の市場におきましては、足下は、生成AI用サーバー向けの需要は引き続き堅調に推移しておりますが、パソコン及び汎用サーバー向けの需要の回復は緩やかなペースが継続しています。しかしながら、2025年度の下期以降は、AI分野の更なる成長に加えてデータ量の増加に伴う処理能力の向上と省電力ニーズの両立が求められることにより、汎用サーバー向けを含む高性能ICパッケージ基板全体の需要回復が見込まれます。当社におきましては、既存工場の生産能力の有効活用に加えて、大野事業場の量産を計画通り2025年度の下期より立ち上げることで高付加価値製品の受注を最大限に取り込んでまいります。また、デジタル技術の活用による高効率・高品質なモノづくりを目指したOne Factory構想に基づくグローバルでの品質力強化と匠(たくみ)人材の育成による現場力の強化を進めてまいります。

セラミック事業

セラミック事業におきましては、DPF・AFP事業の主力である自動車排気系部品市場については、中国経済の停滞リスクは依然としてあるものの、米国をはじめとするEV関連の政策変更に伴い、内燃機関向け製品の需要は継続するとみております。当社におきましては、成長市場としての中国・インドを中心とした新興国市場の産業用車両(トラック・建機など)向けの需要を確実に取り込むとともに、将来のEV化再加速に備え、NEV向け安全部材の量産体制を整備してまいります。また、FGM事業については、各種半導体製造装置向け需要の動向を見極めつつ、自社の競争力が最大限に発揮できる市場に集中的かつ計画的な投資を行うことで、事業を拡大してまいります。

その他事業

その他事業におきましては、国内グループ各社独自の競争力を持つコア事業の拡大と併せて選択と集中を実施することで、安定した電力事業とともに、当社グループの電子事業・セラミック事業に次ぐ「第3の収益の柱」としての位置づけを確かなものにしてまいります。

(ご参考)

自然災害リスクに備えた取り組み

当社グループでは、自然災害からの事業継続・復旧計画を速やかに実行する体制を強化しております。

東南海地震のリスクが高まる中、2022年度より実施していた東横山水力発電所の耐震工事が2025年3月に完了いたしました。これにより、震度6強の地震が発生した場合においても、建物への被害を最小限に抑え、発電設備の早期運転再開が可能となりました。それと共に、建替工事を実施した広瀬水力発電所や、補修工事による対応を行った川上水力発電所を合わせ、社員の安全確保と再生可能エネルギーによる持続的な発電に努め、地球環境や地域社会の発展に貢献してまいります。

また、人命の確保、経営資源の保全、事業の早期復旧ができる態勢を整えるため、2025年度より総務部内に防災推進プロジェクトを組織いたしました。各拠点の統括本部機能の強化、地域との防災協定の締結、設備の耐震、防災人材の育成など9つの施策を推進いたします。

引き続き、自然災害に対するハード・ソフト両面の取り組みに注力し、災害時の機能維持と速やかな回復を実現するための災害対応力（防災レジリエンス）を向上させてまいります。



耐震補強工事が完成した東横山水力発電所



岐阜県揖斐川町と防災活動協力に関する協定を締結

(ご参考)

競争力強化を見据えたモノづくり道場の開設

モノづくり人財の育成の一環として、青柳事業場内に「モノづくり道場」を開設いたしました。

モノづくり人財とは、設備と品質に精通し、それらを改善、維持できる人財です。モノづくり道場では、意識・知識・知恵・技能の伝承を目的に、製造現場で使用する設備や部品を使い、組立、加工などの実践的な教育を展開しております。また、巻き込まれや感電といった危険を認識するための安全体感装置を設置し、安全・危険予知を幅広く学ぶ場としても活用しております。人財育成を通じて現場力を向上させ、事業の競争力強化につなげてまいります。



巻き込まれ事故を体験装置で体感する河島社長

中期経営計画を支える大野事業場の建屋完成

大野事業場は、電子事業の主力工場として、2025年度第2四半期より製品量産を順次進めてまいります。

市場が急拡大するAI向けを中心とした高機能ICパッケージ基板の生産能力拡大のみならず、デジタル技術を駆使した生産技術、生産体制のモデル拠点として運用いたします。国内外の各拠点の管理・仕組みを統一し、その情報を集約・共用・活用することで、全拠点を大きな一つの工場と見立てた「One Factory構想」を推進いたします。

当社グループは、高付加価値製品の安定供給を通じて、グローバルな半導体産業の発展に貢献してまいります。



大野事業場

「誇れる、必要とされる会社」を目指した 企業文化の改革

中期経営計画の中で、企業文化の改革を柱の一つに置き、多様な考えを持つ社員がそれぞれの立場で対等に意見を言い合える風土作りを進めております。

経営トップとの対話集会や毎年実施しているエンゲージメント調査などの各種施策に加え、上司部下の信頼関係を強固にする評価制度の見直しや、社員への情報発信強化を進め、会社運営への参画意識向上に取り組んでまいります。

やりがいと働きやすさを両立した環境を整備し、「働いていて良かったと誇れる会社」、「世界のあらゆるインフラを支え、必要とされる会社」を目指してまいります。



多様な人材が活躍する姿

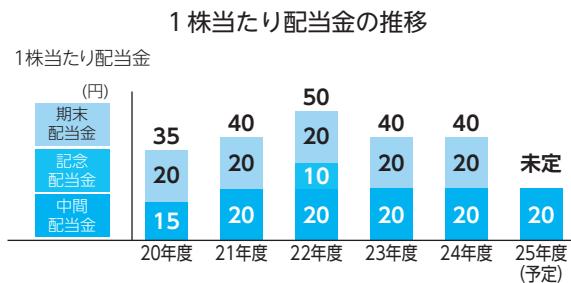
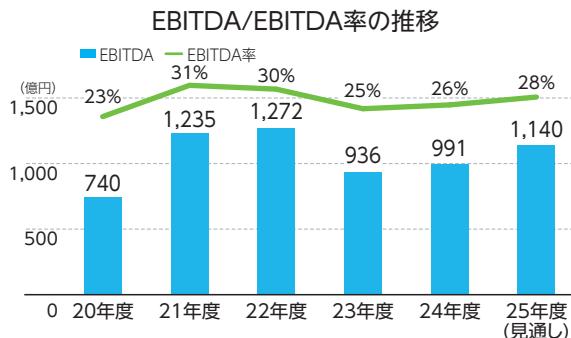
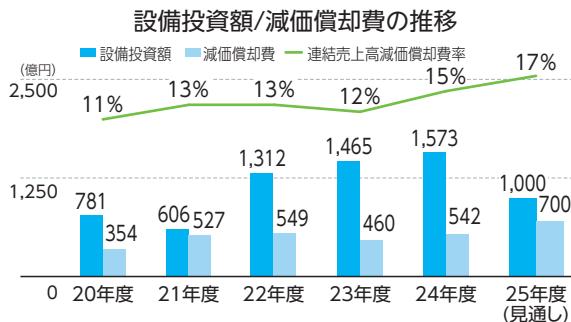
(ご参考) 成長投資と株主還元

成長投資

当社グループは、コア技術をベースに、そこから派生する技術を顧客・社会のニーズに合わせて変化させ、伸びる市場に対し、積極果敢な設備投資を行うことで成長してまいりました。引き続き、当社グループの事業拡大、収益力向上による株主価値の拡大を目指し、中長期的な需要拡大が見込まれるICパッケージ基板の生産能力増強を目的に、大野事業場の計画通りの量産立ち上げを進めてまいります。なお、設備投資に伴う減価償却費の負担増加が見込まれますが、生成AIを含む最先端の高機能サーバー向けを主とした高付加価値製品の割合を増やすことで、投資回収リスクの最小化と資本コストを上回るROEを目指してまいります。

株主還元

当社の主力事業であり、収益をけん引している電子事業は、市況変化の大きい業界です。その変動に対応するためにも、高い自己資本比率に代表される強固な財務基盤の構築が必要であると認識しております。株主還元につきましては、当面は資本配分の考え方として、事業拡大に向けたICパッケージ基板向けの設備投資を優先いたしますが、長期安定配当とのバランスを総合的に検討して実施しております。なお、2024年度の1株当たり年間配当金につきましては、2024年11月に実施した1株当たり20円の間中間配当金と合わせ、2023年度と同額となる1株当たり40円とさせていただきます。



(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第168期 2020年度	第169期 2021年度	第170期 2022年度	第171期 2023年度	第172期 (当連結会計年度) 2024年度
売上高 (百万円)	323,461	401,138	417,549	370,511	369,436
営業利益 (百万円)	38,634	70,821	72,362	47,568	47,621
営業利益率 (%)	11.94	17.66	17.33	12.84	12.89
経常利益 (百万円)	40,716	74,394	76,176	51,140	47,890
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	25,698	41,232	52,187	31,490	33,704
総資産額 (百万円)	578,518	664,332	857,508	1,129,991	1,081,684
総資産利益率 [ROA] (%)	4.68	6.64	6.86	3.17	3.05
純資産額 (百万円)	321,863	370,728	425,606	501,796	497,298
自己資本比率 (%)	54.61	54.88	48.89	43.80	45.35
自己資本利益率 [ROE] (%)	8.80	12.12	13.32	6.89	6.84
有利子負債残高 (百万円)	150,175	170,030	270,030	343,476	342,976
フリーキャッシュフロー (百万円)	△43,390	40,650	21,728	67,957	△45,286
設備投資額 (百万円)	78,189	60,615	131,275	146,583	157,304
減価償却費 (百万円)	35,413	52,715	54,914	46,032	54,205
研究開発費 (百万円)	16,841	15,733	19,682	20,229	27,451
1株当たり純資産額 (円)	2,262.99	2,611.43	3,002.08	3,543.06	3,513.31
1株当たり当期純利益 (円)	183.94	295.35	373.73	225.44	241.32
1株当たり配当金 (円)	35	40	50	40	40
配当性向 (%)	19.03	13.54	13.38	17.74	16.58
従業員数 (人)	13,161	12,958	12,744	11,375	11,168

(注)

- 1株当たりの純資産額は、年度末の発行済株式総数により算出しております。
- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、年度末の発行済株式総数及び期中平均発行済株式総数については自己株式数を控除した株式数を用いております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第169期の期首から適用しており、第169期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて回復基調にはありましたが、欧米における政策金利動向や為替及び株式市場の大きな変動、中国における経済成長の停滞、さらには米国の政策変更に伴う影響が一部で顕在化するなど、不安定な状況が継続しました。国内経済においても、物価上昇の継続や世界経済の情勢変化を起因とした下押し圧力による影響を受けるなど、楽観視できない状況が継続しました。

半導体・電子部品業界の市場は、パソコン市場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって発生した特需への反動減を主要因とした在庫調整は一巡したものの、全体として回復は力強さに欠ける水準で推移し、サプライヤー間の価格競争が激化しました。サーバー市場においては、生成AI関連を中心とした成長領域は好調に推移した一方で、汎用サーバー市場は、大口ユーザーの投資水準に底打ち感は見られたものの、半導体メーカー間の競争環境の変化が続いております。

自動車業界の排気系部品市場は、中国国内の景気減速及び世界的な景気停滞に加え、国内自動車メーカーのエンジン認証問題に伴い、グローバルでの自動車生産台数の伸びは鈍化しております。

このような情勢のもと、当社におきましては、2023年度より始動しております5ヵ年の中期経営計画「Moving on to our New Stage 115 Plan」に基づき、強靱かつしなやかなビジネスモデルの構築を中心とした事業競争力強化や、DXを活用したモノづくり改革など、5本の活動の柱（強化していく5つの力）と製造業としての基盤活動を軸に、事業環境変化への対応と、持続可能な成長の両立に向けた取り組みを進めております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,694億36百万円と前連結会計年度に比べ10億74百万円(0.3%)減少しました。営業利益は476億21百万円と前連結会計年度に比べ52百万円(0.1%)増加しました。経常利益は478億90百万円と前連結会計年度に比べ32億50百万円(6.4%)減少しました。親会社株主に帰属する当期純利益に関しましては337億4百万円と前連結会計年度に比べ22億14百万円(7.0%)増加しました。

売上高
3,694億円

前年同期比 0.3%減

営業利益
476億円

前年同期比 0.1%増

当期純利益
337億円

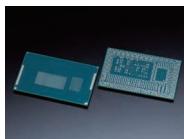
前年同期比 7.0%増

電子事業

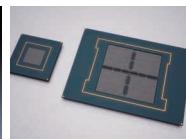


主な製品用途

- ICパッケージ基板 (PKG)
(パソコン・サーバー向け)



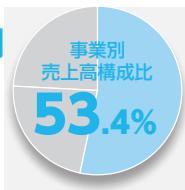
ICパッケージ基板
(モバイルPC向け)



ICパッケージ基板
(左:デスクトップPC向け
右:データセンター向け)

売上高 1,972億23百万円

営業利益 268億47百万円



電子事業におきましては、生成AI用サーバー向けの受注が堅調に推移したことにより、売上高は前連結会計年度に比べ増加したものの、パソコン及び汎用サーバー向けの高機能ICパッケージ基板の需要が減少したことに加えて、価格競争が激化する中、採算性を重視する受注方針によって一時的に生産稼働が低下したことなどにより、営業利益は前連結会計年度に比べ減少しました。

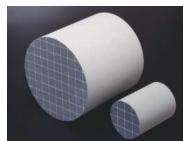
以上の結果、電子事業の売上高は1,972億23百万円となり、前連結会計年度に比べ3.4%増加しました。同事業の営業利益は268億47百万円となり、前連結会計年度に比べ1.6%減少しました。

セラミック事業



主な製品用途

- ディーゼル・パティキュレート・フィルター (DPF)
- 触媒担体保持・シール材 (AFP)
- 特殊炭素製品 (FGM)
(半導体製造装置向け、新エネルギー関連向け)
- セラミックファイバー
- ファインセラミックス製品



ディーゼル・パティキュレート・フィルター (DPF)



触媒担体保持・シール材 (AFP)



特殊炭素製品 (FGM)
(半導体製造装置用部材)

自動車排気系部品であるディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)は、中国経済の減速に伴う影響を受け、売上高は前連結会計年度に比べ減少したものの、エネルギー費用を中心としたコスト上昇分を顧客との合意に基づいて販売価格に転嫁したことや、受注に合わせた柔軟な生産体制の構築が寄与したことなどにより、営業利益は前連結会計年度に比べ増加しました。

触媒担体保持・シール材(AFP)は、中国経済の減速及び国内自動車メーカーにおけるエンジン認証問題による販売数量減の影響が続いたことなどにより、売上高・営業利益ともに前連結会計年度に比べ減少しました。

特殊炭素製品(FGM)は、総じて受注が堅調に推移したことにより、売上高は前連結会計年度に比べ増加したものの、市況変化による一部顧客の在庫調整及び増投資に伴う償却費増加などの理由により、営業利益は前連結会計年度に比べ減少しました。

以上の結果、セラミック事業の売上高は840億68百万円となり、前連結会計年度に比べ12.9%減少しました。同事業の営業利益は122億18百万円となり、前連結会計年度に比べ8.5%減少しました。

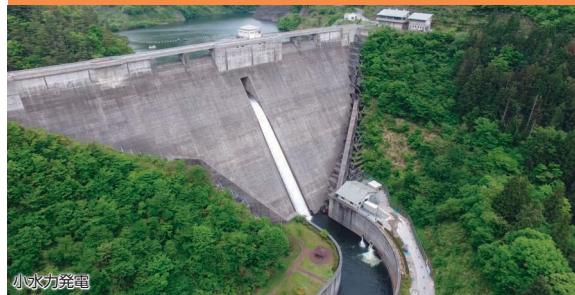
売上高 840億68百万円

営業利益 122億18百万円





■ その他事業



小水力発電



さぶワールド・ローズガーデン



屋上緑化 (早稲田アリーナ撮影: 新建築社建築写真部)

主な事業内容

- 各種設備の設計・施工
- 法面工事部門 ■ 造園工事部門
- メラミン化粧板・住宅設備機器
- 石油製品販売部門
- 情報サービス等の各種サービス業
- 食品加工
- 合成樹脂加工



プレミアム化粧板
イボボードH (アッシュ)



植物性小型代替エビ



ヘルスケアソリューション
(健診、リハビリ、電子カルテ等製品製造販売)

建材部門におきましては、住宅着工件数の落ち込みによる販売棟数の減少影響を受けたものの、前連結会計年度に実施した買収の効果もあり、売上高・営業利益ともに前連結会計年度に比べ増加しました。

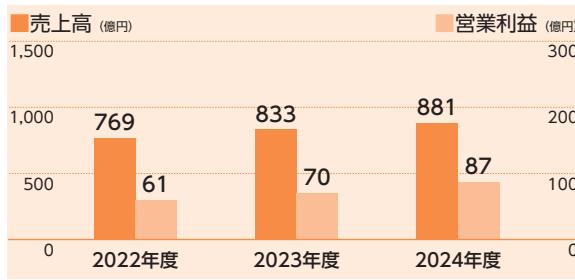
建設部門におきましては、発電設備・排水処理設備の建設工事の受注が堅調に推移したことに加え、大型工事が順調に進捗したことにより、売上高・営業利益ともに前連結会計年度に比べ増加しました。

その他部門におきましては、ヘルスケア事業において特定健診制度改正に伴う受注が好調に推移したことに加え、その他事業全体を通じて各種費用改善が寄与したことなどにより、売上高・営業利益ともに前連結会計年度に比べ増加しました。

以上の結果、その他事業の売上高は881億44百万円となり、前連結会計年度に比べ5.8%増加しました。同事業の営業利益は、87億6百万円となり、前連結会計年度に比べ23.4%増加しました。

売上高 881億44百万円

営業利益 87億6百万円



(5) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
11,168 名	207 (減) 名

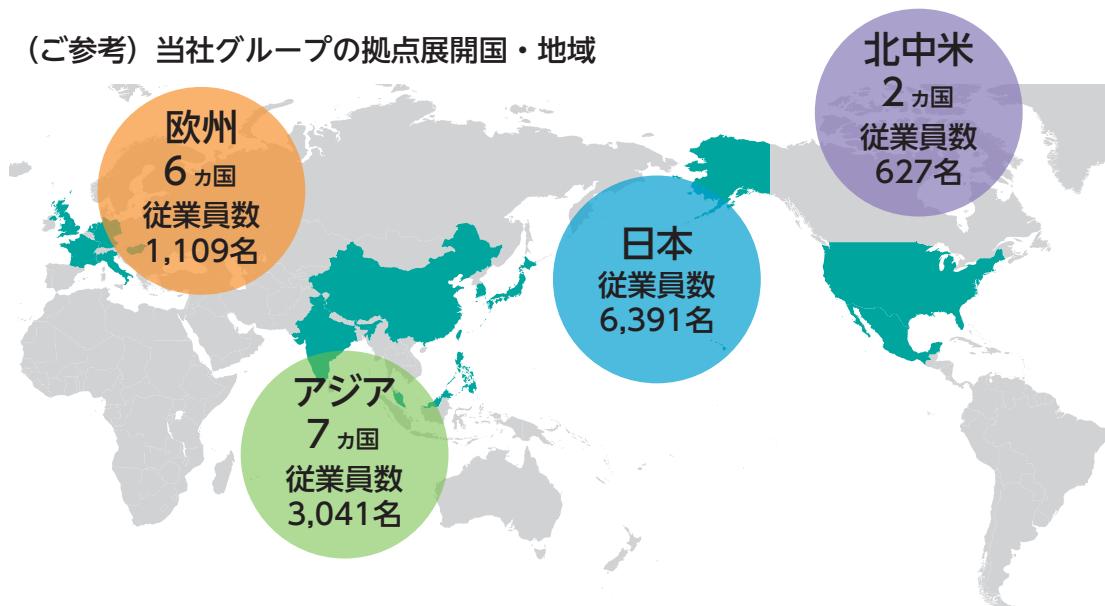
(注) 従業員数には臨時従業員 (期中平均2,063名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,920 名	91 (増) 名	40.3 歳	17.0 年

(注) 従業員数には出向者361名は含んでおりません。

(ご参考) 当社グループの拠点展開国・地域



事業別従業員数の割合 (当社グループ)



地域別従業員数の割合 (当社グループ)



(6) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等は、総額1,573億4百万円であり、その主なものは、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した建屋及び主要設備

当 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・大垣／大垣中央／青柳事業場 ・河間事業場 ・大野事業場	次世代パッケージ基板生産設備の能力増強 生産棟建屋、ユーティリティ設備の新設 生産棟建屋、ユーティリティ設備の新設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、能力増強及び更新

当 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・大垣／大垣中央／青柳事業場 ・大垣事業場 ・河間事業場 ・大野事業場	次世代パッケージ基板生産設備の能力増強 次世代パッケージ基板ユーティリティ設備の更新 最先端パッケージ基板生産設備の新設 次々世代パッケージ基板生産設備の新設
(セラミック事業) ・大垣北事業場	EVバッテリー用安全部材生産設備の新設

子 会 社 拠 点 名	主 な 内 容
(電子事業) ・イビデンフィリピン株式会社	次世代パッケージ基板生産設備の能力増強

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 経常的な設備の更新のための除却・売却を除き、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産 の売却、撤去又は滅失はありません。

(7) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、グループ内ファイナンスの活用による効率的な資金運用を行っております。さらに、資金運用の柔軟性を保つため、必要な都度、借入等による資金調達も行うこととしております。

当社は、2024年9月に第15回無担保社債350億円を発行いたしました。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	75,000
株式会社三菱UFJ銀行	50,000
三井住友信託銀行株式会社	17,500
株式会社大垣共立銀行	15,000
株式会社十六銀行	12,500

(9) 重要な企業再編の状況

- ① 2024年6月、連結子会社であるサン工機株式会社は、清算終了のため、連結の範囲から除外しております。
- ② 2025年3月、連結子会社であるアイビーテクノ株式会社は、清算終了のため、連結の範囲から除外しております。
- ③ 2025年3月、持分法適用関連会社であるいぶきバイオマス発電合同会社は、当社の全出資持分を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
イビケン株式会社	96	100	物品販売
イビデンエンジニアリング株式会社	30	100	設備の設計・施工
イビデングリーンテック株式会社	300	100	特殊工事の設計・施工
イビデン産業株式会社	77	78	物品販売
タック株式会社	60	100	情報サービス
イビデン樹脂株式会社	60	60	合成樹脂加工
イビデン物産株式会社	30	100	農畜水産物加工
イビデンケミカル株式会社	137	73	物品販売
イビデンヒューマンネットワーク株式会社	50	100	人材派遣
株式会社イビデンキャリア・テクノ	30	90 (60)	人材派遣
イビデンオアシス株式会社	20	100 (45)	人材派遣
株式会社いえ・VISION	18	100 (100)	物品販売
イビデン U.S.A. 株式会社	千米ドル 118,355	100	米国内投資・金融・物品販売
イビデンメキシコ株式会社	千メキシコペソ 211,631	100 (100)	セラミック製品製造
マイクロメック株式会社	千米ドル 2,700	100 (100)	炭素製品加工
イビデンヨーロッパ株式会社	千ユーロ 95,800	100	欧州域内投資・金融・物品販売
イビデンハンガリー株式会社	千ハンガリーフォリント 9,250,000	100 (99)	セラミック製品製造
エルジーグラファイト株式会社	千ユーロ 400	100 (100)	炭素製品加工
イビデンアジアホールディングス株式会社	千シンガポールドル 1,000	100	アジア域内投資・金融
イビデンシンガポール株式会社	千シンガポールドル 300	100 (100)	物品販売
台湾揖斐電股份有限公司	千ニュータイワンドル 7,500	100 (100)	物品販売
イビデングラファイトコリア株式会社	千ウォン 119,800,000	100 (100)	炭素製品製造
イビデンコリア株式会社	千ウォン 420,000	100 (100)	物品販売
イビデンエレクトロニクスマレーシア株式会社	千リンギット 525,286	100 (100)	電子機器製造
イビデンフィリピン株式会社	千フィリピンペソ 2,520,000	100	電子機器製造
揖斐電精密陶瓷(蘇州)有限公司	千米ドル 45,000	100	セラミック製品製造
揖斐電電子(上海)有限公司	千米ドル 1,720	100	物品販売

(注) 1. 本表に記載の重要な子会社を含め、連結対象子会社は29社です。

2. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 230,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 140,860,557株 (自己株式966,065株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 40,259名 (前事業年度末比6,768名増)
- (5) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,684	14.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,667	8.34
株式会社豊田自動織機	6,221	4.45
イビデン協力会社持株会	3,835	2.74
株式会社十六銀行	3,520	2.52
株式会社大垣共立銀行	3,200	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,086	2.21
GIC PRIVATE LIMITED - C	2,779	1.99
大樹生命保険株式会社	2,539	1.82
株式会社三井住友銀行	2,308	1.65

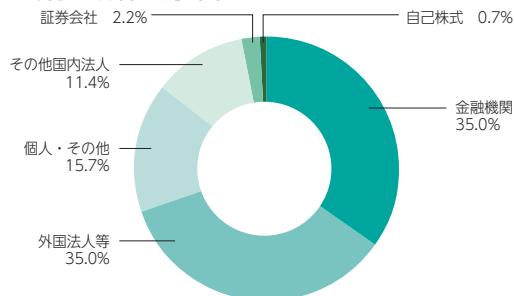
(注)

1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式966,065株を除いて算出しております。
2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式284,101株 (役員向け/幹部職向け株式交付信託) は含めておりません。

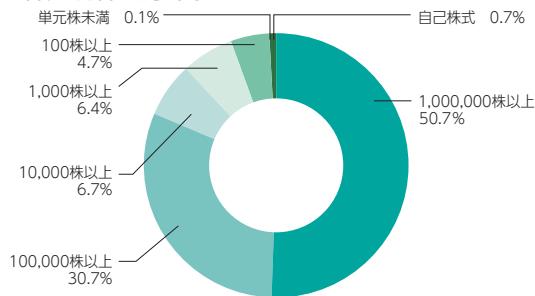
- (6) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(ご参考)

●所有者別株式分布状況



●株数別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

2024年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の状況は次のとおりです。

新株予約権付社債の総額	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価格
70,000百万円	7,000個	普通株式	2024年3月29日から 2031年2月28日まで	8,983円

4 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	青 木 武 志	取締役会議長
代表取締役 社長	河 島 浩 二	執行全般統括、技術開発担当
取締役 経営役員	鈴 木 歩	品質・技術・生産担当、GX推進担当、生産推進本部長
取締役 経営役員	加 藤 久 始	電子事業担当、生産技術担当、電子事業本部長、 電子事業本部 技術統括部長
取締役	山 口 千 秋	トヨタ不動産株式会社 嘱託（元代表取締役社長）
取締役	浅 井 紀 子	オークマ株式会社 社外取締役、 株式会社進和 社外取締役、 国立大学法人 豊橋技術科学大学 常勤監事
取締役	小 池 利 和	ブラザー工業株式会社 取締役会長、 株式会社安川電機 社外取締役（監査等委員）
取締役（常勤監査等委員）	桑 山 洋 一	
取締役（常勤監査等委員）	松 林 浩 司	
取締役（監査等委員）	加 藤 文 夫	加藤文夫税理士事務所 代表、 岐阜県本巣郡北方町固定資産評価審査委員会 委員長
取締役（監査等委員）	堀 江 正 樹	公認会計士 堀江正樹会計事務所 所長、 かがやきホールディングス株式会社 社外取締役、 日本公認会計士協会東海会 顧問
取締役（監査等委員）	藪 ゆ き 子	古河電気工業株式会社 社外取締役

(注)

1. 三田敏雄氏は、2024年6月13日開催の第171回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、監査等委員でない社外取締役を退任いたしました。
2. 取締役山口千秋、浅井紀子、小池利和、加藤文夫、堀江正樹及び藪ゆき子の各氏は、社外取締役です。
3. 日常的に重要な社内会議に出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づき、取締役山口千秋、浅井紀子、小池利和、加藤文夫、堀江正樹及び藪ゆき子の各氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 監査等委員加藤文夫氏は、昭和税務署長等を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 監査等委員堀江正樹氏は、あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）代表社員等を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 監査等委員藪ゆき子氏は、大手電機メーカーにおける長年のご経験並びに他社の社外取締役を歴任された中で培われた製造業におけるマネジメントに関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 取締役に対するトレーニング及び次世代経営幹部育成の方針

当社の取締役については、各自が必要な知識の習得及び役割と責務の理解を深めるために、適宜外部の研修、セミナー等を受講できるように費用面も含め、支援する体制としております。特に新任の監査等委員でない社内取締役に対しては、新任取締役向け講習会の受講を促し、必要な知識等の理解促進に努めております。また、常勤監査等委員については、コーポレート・ガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会が開催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加し、監査等委員として必要な知識の習得及び監査等委員の役割と責務の理解促進に努めております。これらの取り組みと併せて、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家等による監査等委員でない社内取締役及び経営役員向けの講習会を定期的に開催しております。

次世代経営幹部の育成については、2020年度より幹部職制度を新たに制定し、幹部職社員を次世代経営幹部候補層として位置づけ、役員トレーニングに参加させるとともに幹部職社員を対象とした教育プログラムを整備することで、計画的な育成に努めてまいります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

区 分	責任限定契約の内容の概要
社 外 取 締 役	<p>監査等委員でない社外取締役山口千秋、浅井紀子及び小池利和の各氏並びに監査等委員である社外取締役加藤文夫、堀江正樹及び藪ゆき子の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約内容の概要は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">① 社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金2,000万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する、としております。② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限る、としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険（以下、D&O保険という）契約を、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び経営役員等を被保険者として、保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

「役員報酬について」（9頁から11頁）に記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	73百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した公認会計士法第2条第1項以外の業務は、引受事務幹事会社への書簡作成業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合及び公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合並びに公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。また、当該会計監査人の監査の適格性、信頼性において問題があると判断したとき並びに監査の効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、これら議案を株主総会の付議議案としてお諮りする方針です。

(注) この事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在) (単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	549,580
現金及び預金	390,656
受取手形、売掛金及び契約資産	65,570
電子記録債権	2,650
商品及び製品	23,010
仕掛品	20,520
原材料及び貯蔵品	23,645
その他	23,615
貸倒引当金	△89
固定資産	532,103
有形固定資産	460,054
建物及び構築物	163,352
機械装置及び運搬具	63,711
土地	23,645
リース資産	168
建設仮勘定	202,019
その他	7,156
無形固定資産	4,349
投資その他の資産	67,699
投資有価証券	58,797
長期貸付金	7
繰延税金資産	7,159
その他	1,931
貸倒引当金	△195
資産合計	1,081,684

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	327,717
支払手形及び買掛金	28,483
電子記録債務	10,278
短期借入金	50,000
1年内償還予定の社債	40,000
未払金	58,671
未払法人税等	14,869
前受金	92,084
賞与引当金	4,918
役員賞与引当金	170
設備関係電子記録債務	6,208
その他	22,033
固定負債	256,668
社債	60,000
転換社債型新株予約権付社債	72,976
長期借入金	120,000
リース債務	84
再評価に係る繰延税金負債	70
退職給付に係る負債	800
株式報酬引当金	582
繰延税金負債	1,015
その他	1,138
負債合計	584,385
純資産の部	
株主資本	409,027
資本金	64,152
資本剰余金	64,565
利益剰余金	283,807
自己株式	△3,497
その他の包括利益累計額	81,466
その他有価証券評価差額金	29,416
土地再評価差額金	158
為替換算調整勘定	51,892
非支配株主持分	6,803
純資産合計	497,298
負債純資産合計	1,081,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		369,436
売上原価		256,108
売上総利益		113,328
販売費及び一般管理費		65,706
営業利益		47,621
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,355	
その他	660	5,015
営業外費用		
支払利息	1,155	
社債発行費	151	
為替差損	1,336	
休止固定資産減価償却費	1,743	
その他	360	4,747
経常利益		47,890
特別利益		
固定資産売却益	71	
投資有価証券売却益	24,480	
関係会社株式売却益	0	
受取保険金	1,051	
補助金収入	28,581	
その他	33	54,218
特別損失		
固定資産除却損	1,594	
減損損失	18,587	
固定資産圧縮損	28,581	
投資有価証券売却損	29	
支払補償費	1,660	
その他	204	50,657
税金等調整前当期純利益		51,451
法人税、住民税及び事業税	21,353	
法人税等調整額	△3,953	17,400
当期純利益		34,050
非支配株主に帰属する当期純利益		346
親会社株主に帰属する当期純利益		33,704

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	416,253
現金及び預金	322,680
受取手形	1
売掛金	41,220
電子記録債権	1,370
商品及び製品	8,581
仕掛品	13,533
原材料及び貯蔵品	7,620
その他	21,254
貸倒引当金	△10
固定資産	545,773
有形固定資産	359,564
建物	113,935
構築物	17,499
機械及び装置	37,153
土地	14,490
建設仮勘定	173,261
その他	3,224
無形固定資産	1,968
投資その他の資産	184,240
投資有価証券	55,941
関係会社株式	126,253
繰延税金資産	1,078
その他	967
貸倒引当金	△1
資産合計	962,027

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	329,027
電子記録債務	3,119
買掛金	19,444
短期借入金	50,000
1年内償還予定の社債	40,000
未払金	62,250
未払法人税等	11,378
前受金	92,084
預り金	30,025
賞与引当金	3,170
役員賞与引当金	170
設備関係電子記録債務	6,171
その他	11,212
固定負債	253,568
社債	60,000
転換社債型新株予約権付社債	72,976
長期借入金	120,000
株式報酬引当金	440
その他	151
負債合計	582,595
純資産の部	
株主資本	350,839
資本金	64,152
資本剰余金	64,580
資本準備金	64,579
その他資本剰余金	1
利益剰余金	225,604
利益準備金	3,548
その他利益剰余金	222,055
別途積立金	8,600
繰越利益剰余金	213,455
自己株式	△3,497
評価・換算差額等	28,591
その他有価証券評価差額金	28,591
純資産合計	379,431
負債純資産合計	962,027

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		230,562
売上原価		154,624
売上総利益		75,938
販売費及び一般管理費		43,408
営業利益		32,530
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,783	
その他	301	11,085
営業外費用		
支払利息	1,313	
社債発行費	151	
設備賃貸費用	91	
為替差損	1,053	
休止固定資産減価償却費	1,743	
その他	89	4,443
経常利益		39,172
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	24,480	
補助金収入	28,581	
受取保険金	1,051	54,126
特別損失		
固定資産除却損	1,377	
減損損失	3,050	
固定資産圧縮損	28,581	
投資有価証券売却損	29	
支払補償費	1,660	
その他	70	34,768
税引前当期純利益		58,530
法人税、住民税及び事業税	15,752	
法人税等調整額	△2,434	13,318
当期純利益		45,212

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結)

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

イビデン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北 尚史

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 章裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イビデン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イビデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(単体)

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

イビデン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北 尚史

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 章裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イビデン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

イビデン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 桑山洋一 ㊟
常勤監査等委員 松林浩司 ㊟
監査等委員 加藤文夫 ㊟
監査等委員 堀江正樹 ㊟
監査等委員 藪ゆき子 ㊟

(注) 監査等委員 加藤文夫、堀江正樹及び藪ゆき子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ともに歩む、その先の革新へ

IBIDEN

The logo features the word "IBIDEN" in a bold, white, sans-serif font. Above the letters "I" and "D" is a white, stylized graphic element consisting of two curved lines that form a partial circle or a swoosh, suggesting motion or a continuous path.